

# 東京大学 学費免除シミュレーター 入力項目についての説明・注意事項

1

2

3

4

5

東京大学 学費免除シミュレーター（ブラウザ版）の入力項目についての説明及び注意事項をまとめています。学費免除ウェブサイト及び「学費免除申請のしおり」とあわせて、入力時に必ずご確認ください。

学費免除ウェブサイトURL:

[https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01\\_02.html](https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html)

## Step1 申請方式の選択

### 申請方式

学部学生の申請は、原則「申請者と父母は同一世帯」として審査する「一般申請」を選択してください。社会人経験のある学士入学者等のみ、後述の「独立申請」を選択可能です。

大学院生の申請には、「一般申請」と「独立申請」の2種類があり、要件を満たせば、「独立申請」（父母を世帯構成員から除外し、本人・配偶者・子の世帯で審査する）が可能です。独立申請を選択するには、基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点で以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 所得税法上及び社会保険上、父母等の扶養家族でない者
- ② 本人（又は配偶者）に独立した生計（授業料含む）を営むに足る収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者 ※1
- ③ 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者
- ④ 父母等（配偶者を除く）からの仕送りや援助を一切受けていない者 ※2

※1 昨年度の収入実績が無かったとしても、特例として「定職に就いた場合（日本学術振興会特別研究員含む）」等は、独立を認めることがあります。

※2 親の所有する住宅に住む、親の健康保険の扶養に入っているなど、親族等から便宜供与を受けている場合も、独立した生計を営む者とは認められません。

## Step2 世帯人数の入力

家計支持者とは、主に生計を支える者を指します。扶養外の兄弟姉妹・祖父母については、その者が家計支持者である場合のみ世帯人数に含みます。以下の例を参考に世帯人数を入力してください。

#### 【一般申請の場合】

- <例1>本人、父、母、兄（被扶養） …4人世帯
- <例2>本人、父、母、兄（被扶養）、祖母 …祖母を除いた4人世帯
- <例3>本人、父、母、兄（扶養外） …兄を除いた3人世帯
- <例4>本人、母、祖母 …家計支持者が母の場合は2人、祖母の場合は3人世帯
- <例5>本人、母、兄（扶養外） …家計支持者が母の場合は2人、兄の場合は3人世帯

#### 【独立申請の場合】

- <例1>本人、配偶者、子（被扶養） …3人世帯
- <例2>本人のみ …1人世帯

# Step3 収入金額の入力

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

お手元に最新の収入の分かる書類（源泉徴収票、確定申告書、年金通知書等）をご準備ください。また、本人とそれ以外で入力する収入の期間が異なりますので、入力する際は対応する期間をよくご確認ください。

## 本人の給与収入

原則、申請年度の4月～3月の12ヶ月間の収入見込み金額を入力します。

【例】学振DC採用者の場合 20万円×12＝ 2,400,000円 を入力します。

- ※9月に卒業・修了予定の場合でも月額×12で計算します。
- ※奨励金（税法上雑所得扱い）は給与収入として入力してください。
- ※奨学金（非課税）は給付・貸与どちらの場合も給与収入には含めません。

## 父、母及び本人の配偶者の給与収入

### 【給与所得者の場合】

- ・継続して同じ職場で勤務している場合：前年の源泉徴収票の「支払金額」を入力します。（図1参照）
- ・基準日以前に転職している場合、基準日現在の勤務先での12ヶ月分の見込み年収（賞与含む）を入力します。
- ・基準日時点で退職し再就職していない場合、前職の給与収入は算入しません。

### 【年金受給者の場合】

最新の年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」を入力します。（図2参照）年金を複数受け取っている場合は全て合算します。（非課税の年金も含めます。）

### 【雇用保険、傷病手当金、生活保護費等を受給している場合】

受給年額を入力します。給与・年金等を受給している場合は合算します。

図1 給与所得者の場合

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)	(役職名)	氏名 (フリガナ)	名
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		

↑この欄の金額を入力してください。

図2 年金受給者の場合

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類	年金	令和 年 月からの 年金額 (年額)	参考：改定前の年金額 (令和 年 月の 年金額)
国民年金 (基礎年金)	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
厚生年金 保険	基本額	円	円
	支給停止額	円	円
合計年金額 (年額)		円	円

令和 年 月 日

↑この欄の金額を入力してください。

# Step3 収入金額の入力

1

2

3

4

5

## 本人のその他所得

原則、申請年度の4月～3月の12ヶ月間の所得見込み金額を入力します。  
 ただし、前年から継続して所得がある場合、確定申告書の所得金額を入力します。（図3参照）  
 所得が2つ以上ある場合は合算しますが、マイナスの場合は0として扱います。  
 確定申告書に12ヶ月分の実績が無い場合は、12ヶ月分の所得金額を推算して入力します。

なお、奨学金は給付・貸与どちらも所得には含めません。（留学生の場合は所得に含めます。）  
 また、奨励金（税法上雑所得扱い）はその他所得ではなく、給与収入として扱います。  
 奨励金を受給している場合、その他所得欄には入力せず、給与収入として入力してください。

## 父、母、本人の配偶者のその他所得

### 【営業所得・農業所得・不動産所得等がある場合】

前年から継続して所得がある場合、確定申告書の所得金額を入力します。（図3参照）  
 所得が2つ以上ある場合は合算しますが、マイナスの場合は0として扱います。  
 確定申告書に12ヶ月分の実績が無い場合は、12ヶ月分の所得金額を推算して入力します。

### 【株式の売買による所得、配当がある場合】

確定申告書の所得金額又は年間取引報告書の所得金額を入力します。

### 【養育費や親戚・知人からの援助を受けている場合】

12ヶ月分の金額を入力します。

図3 所得がある場合

### 入力例1

営業等所得 500,000円  
 →500,000円を入力します。

### 入力例2

営業等所得 ▲500,000円  
 →マイナスは0扱いのため、  
 その他所得は空欄にします。

### 入力例3

営業等所得 ▲500,000円  
 不動産所得 1,000,000円  
 →営業所得は0円として扱い、  
 1,000,000円を入力します。

所得間の損益を通算しない点にご注意ください。

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施済額は、(30と(44)のいずれか少ない方の金額です。

↑この欄の金額を入力してください。

## その他の者の給与収入及びその他所得

入力方法は父、母、本人の配偶者と同一です。

ただし、その他の者に所得があり総所得金額に合算する場合は、最大380,000円の控除を受けられます。（380,000円に満たない場合の控除額はその額となります）

本シミュレーションにおいては、その他の者の総所得金額を求める際に自動で控除が適用されます。

1

2

3

4

5

## Step4 本人の通学区分選択

通学区分「自宅」又は「自宅外」を選択してください。

独立申請の場合、本人の住居は「自宅」として扱いますので、「自宅」を選択してください。

## Step5 世帯の状況確認

世帯の状況を入力し、控除の対象に該当するかを確認します。

### 障がい者にかかる控除

世帯内に以下の方がいる場合、人数を入力してください。

- ・身体障害者手帳、公害医療手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の交付を受けている者
- ・障害年金を受給している者
- ・要介護認定を受けている者

### 長期療養者にかかる医療費控除

長期療養の認定要件は「申請時より6ヶ月以上前から継続的に治療を行っており、今後も引き続き治療が必要な傷病」となります。控除対象は過去1年分までの保険適用の医療費（診断書記載の病名のみ）です。医療保険・高額療養費等で補填された金額を差し引いた金額を入力してください。

### 家計支持者別居（単身赴任）にかかる控除

家計支持者別居の経費控除は「申請時点で、主たる家計支持者が、勤務の都合により別居（単身赴任等）し、同一世帯内で生活費が二重に発生している場合」に行うことができます。

住居費、光熱水費の実費過去1年分が控除対象となります。ただし、控除額は最高710,000円です。

### 被災による控除

火災、風水害、盗難等の被害を受けた場合は、被害金額を入力してください。

ただし、以下に該当する場合、風水害等の被災の特例により、通常の免除基準とは別の基準が適用される可能性があります。

- ・1年以内に申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ・東日本大震災又は熊本地震など特定の災害（※）により被災した場合

※対象となる災害は東京大学ウェブサイト「災害により被災された世帯の学生の皆さんへ」ページでご確認ください。

### 就学者にかかる控除

世帯内の申請者本人以外の就学者について、設置区分・学校の種類・通学区分を入力してください。

研究生、聴講生、科目等履修生は就学者控除の対象になりません。

また、各種学校の在學生や予備校生も控除の対象になりません。

申請者本人は本人を対象とする控除（Step4）により控除されるため、就学者控除の対象になりません。